

新型コロナウイルス感染症の影響による資格更新時に必要な CPDポイントの取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の影響から、当協会としては資格試験の中止や講習会等の募集人数を定員の半分とするなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け対応してきたところであります。

一方、「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、会社の方針等により講習会への参加ができないため、予定していたCPDポイントの取得が困難となっている。」とのご意見をいただいております。

このことから、当協会の資格更新時に必要なCPDポイントの取扱いについて、お知らせいたします。

1. 本年において、当協会主催の継続教育（講習会等）への参加率が前年と比べて概ね半減となっており、また、各地区事業委員会主催の講習会等や測量系CPD他団体についても例年に比べ開催を控えている状況であり、CPDポイント取得が非常に困難な状況となっていることから、

◎ 「地籍調査管理技術者補」、「地籍調査担い手技術者」、「地籍調査管理技術者」資格の更新時（令和4～7年度更新（平成29～令和2年度登録・更新者））には、

更新条件である30ポイント（協会20ポイント）を、本年度の取得は困難な状況と判断し、4／5年間と換算して、24ポイント（協会16ポイント）で更新可とし、このポイント以上に取得された方には、本来の更新条件までのポイント（6ポイント（協会4ポイント）以内）を次回更新に繰越・加算することといたします。

◎ 「地籍総合技術監理者」資格の更新時（令和5～6年度更新（平成30～令和元年度登録者））には、

40ポイント（協会20ポイント）を32ポイント（協会16ポイント）で更新可とし、このポイント以上に取得された方には、本来の更新条件までのポイント（8ポイント（協会4ポイント）以内）を次回更新に繰越・加算することといたします。

◎ なお、令和3年度以降の対応につきましては、今後の状況を勘案して決定することといたします。

2. また、「地籍総合技術監理者」については、「匠10カレッジのうちF1・F2は試験合格後、原則として2年以内に取得するものとする。」との取扱いといたします。

3. なお、当協会といたしましては、今後もリモートでの講習会の開催などの検討を進め、皆様方がCDPポイントを取得しやすい環境の整備を図ってまいります。